

(別紙1)

論文の内容の要旨

論文題目 ロジャー・ウィリアムズ研究

— 政教分離論の虚実と代表的著作に見られる神学思想 —

氏 名 中山 勉

ロジャー・ウィリアムズ (c.1603~1683) は17世紀のはじめにイングランドに生まれ、英国国教会による弾圧を逃れて1631年、新大陸アメリカのマサチューセッツ植民地に移住した分離派のピューリタンである。後のロードアイランド州の創設者ともされ、その著作に見られる主張と社会的な実践から、多くの研究者により人類史上最も早い、人権としての「信教の自由／政教分離」の主唱者として認められている。思想史で見るなら、ウィリアムズは『寛容に関する書簡』(1689年)をものしたジョン・ロックを一代先んじ、実践の場ではヴァージニア権利章典(1776年)、フランス人権宣言(1789年)が記された時期を1世紀以上遡っているから、その時代先駆性は誰の目にも明らかに見えるのである。

本稿の照準は、この従来のロジャー・ウィリアムズ理解(ウィリアムズ本人ではない)に合わされることになる。これまで多くの研究者によってなされてきたその肯定的評価の根拠は、概ね以下の4点にまとめることができる。

- ① マサチューセッツでの「信教の自由／政教分離」の主張と、植民者による大陸の土地取得の大義名分として用いられた英国王の「特許状」に対する批判
- ② 初の著作たる『アメリカ現地語案内』(*A Key into the Language of America*, London, Gregory Dexter, 1643)に見られる偏見なきネイティブ・アメリカンの描写
- ③ 入植者間で交わされた「プロヴィデンス『入植誓約文』」に書き込まれた「政教分離」を謳う契約文言
- ④ 主著たる『信仰の大義を掲げて迫害を説く血塗れの教義』(*The Bloody Tenent of Persecution for Cause of Conscience: discussed in a conference between Truth and Peace*, London, Hanserd Knollys Society, 1644)にある「信教の自由」の主張

本稿は序章、第一章～第三章、そして終章によって構成され、第一章で上の①と②を、第二章で③を、そして第三章で④を扱うことになる。以下、章ごとにその概略を説明する。

序章 ウィリアムズの歴史の実像に向けて

序章では、本稿が持つ問題意識と、その意識から俯瞰した研究史の概要を叙述する。ここではウィリアムズ研究史を〈批判期、称揚期、分析期（神学思想・政治思想）〉の三期に分け、その理解と解釈の変遷を細かく記述している。

本稿では従来の研究のほぼすべての土俵から離れて、ウィリアムズの実践はその内容に関わりなく、「信教の自由／政教分離」という人権論の系譜に置くこと自体がそもそも成立しないという仮説を採用している。歴史的にはウィリアムズを追う形のジョン・ロックの社会契約説を引証しながら、当時と現在の人権概念の異同を整理し、その結果としてこの仮説がどのようにして提示され得るのかを本章において説明することになる。

第一章 略歴と初期の事蹟 — ネイティブ・アメリカンの「人権擁護」の動機 —

ここではウィリアムズと大陸のネイティブ・アメリカンとの関係の実態、さらに言えば〈侵略者としての白人と被侵略者としてのネイティブ〉という図式からウィリアムズほどの程度自由だったのかを、一次資料に基づいて検討することとする。

大陸におけるウィリアムズの初期の主張のうち目立つもののひとつとして、「英国王の特許状はネイティブからの土地取得の根拠とはならない」との言説がある。ここにある一見したところの「進歩性」に対しては、少年期に彼の庇護者であったエドワード・コークと時のジェームズ王との関係が照らす別角度からの批判的再検討が十分に可能である。また本章では、ウィリアムズが『アメリカ現地語案内』の叙述で見せたネイティブへの温かい態度は、同時期の彼の私信の内容により徹底した懐疑の対象となることも明らかにされる。

『アメリカ現地語案内』はまず外国語の会話集であり、価格のついた商品であるというメタレベルでの事実が、この表面上の矛盾を解くひとつの鍵を提供するだろう。

第二章 プロヴィデンス「入植誓約文」 — 「政教分離」宣言文出現の経緯 —

本章においては資料をもとに「入植誓約文」の微細な検討を行い、従来の通説に対する新たな視点を提示している。いったいにこれまでのウィリアムズ研究は、『血塗れの教義』をはじめとして『ロジャー・ウィリアムズ著作全集』(*The Complete Writings of Roger Williams*, New York, Russell & Russell, 1963) に収録された文筆作品の分析をもとになされ、そこから彼の思想の性格が論じられてきたのだが、制度的保障としての「政教分離」はひ

とつ統治技術であり、そうである以上、どのような形にせよ、(創作物ではなく) 社会契約文書に書き記されなければ何の意味もない。この点において「入植誓約文」(これは当事者のサインがある契約書である) の分析はウィリアムズ思想理解にとって死活の重要性を持つものである。本章ではまず政教分離の概念整理をアメリカでの発展史を追う形で行い、さらに順序を踏みながら、ここに表現される「政教分離」の発想はロジャー・ウィリアムズではなくバプティストのリチャード・スコットのものであり、「誓約文」そのものもスコットにより書記されたというひとつの結論に達する。論証過程では「誓約文」のフォトコピーも参照され、さらに邦としてのロードアイランドの成立史、1663年の第二次特許状の獲得経緯なども検討に付す。

第三章 『信仰の大義を掲げて迫害を説く血塗れの教義』

— 予型論と黙示思想を基礎に置いた「信教の自由の書」の内在的分析 —

この章は本稿で最も多く紙数を数える箇所となっている。先行研究でもこのウィリアムズの主著からは数多く引用がなされ、そこから彼の「信教の自由」思想が結論されているのだが、それでは、これまで引用されてこなかった部分にはいったい何が書かれているのか(それは引用の際に恣意的に抹消されることすらある)を明らかにすることが本章の大きな論点を構成する。ポイントは、ウィリアムズは政治思想家ではなく、ましてや人権運動家でもなく、熱心なクリスチャンであったという、あらためて特記することもない、しかし時に忘れられがちな重要な事実である。

彼の神学思想を構成した「予型論」は、イエスの死と復活・昇天により信仰の核たる精神部分を天上のイエスに暫定的に預けてしまうため、その結果として信仰と俗世があたかも分離されているような相貌を見せる。そしてその暫定性は、終末の日にイエスが軍を率いて再臨するという「黙示思想」に確たる根拠を持ち、本書において執拗に引用される『ヨハネ黙示録』には、信仰に対立する者の破滅とその後の信仰者の樂園が約束されている。ここでは不信仰者への対応はイエスの領分とされ、当時広く信じられていたイエス再臨の喫緊性と相俟って、現世のことに多くは関わらない「寛容」姿勢がウィリアムズの中に生じることとなる。ウィリアムズが「黙示思想」を如何に強く奉じていたかは、発表を想定していなかった妻宛の私信からも証明がなされることだろう。淨い信仰と汚濁した世俗が関わることを忌避するという、人権思想とはまったく異なる純情がしばしば「政教分離」と読み違えられていることも、本章において新たに指摘されることになる。

終章 ウィリアムズ再評価へ — 宗教がもたらした「時代先駆的」思想と行動 —

この章では、序章で述べた「ウィリアムズ思想論はそれを人権論の系譜に置くこと自体が成立しない」という仮説の意味を、憲法学上の「立憲主義」を参照しながら敷衍していく。いったい「人権」とは第一義的に一国の憲法上の概念であり、したがってウィリアムズを論じる際には、— これまでの研究の枠内では — その多くの部分は憲法学が提供する思考範型との関連づけが不可避であった筈である。ここの自覚と取り組みが不充分であったために、ウィリアムズの神学思想を近代的な意味での人権思想におおざっぱに括ってしまう傾向が生じた。本章ではこの問題を逐条的に整理すると共に、現在の世俗社会の枠組みにおいて彼の思想はどう位置づけられるかを検討する。結論としては、ウィリアムズ思想は徹底してキリスト教信仰という私的な価値観に裏付けられており、したがってこれを立憲主義を根拠とする人権のフレームの中に収めることはできない、ということになる。ではウィリアムズは新たにどう評価されるべきなのか。学者、政治家、神学者、社会思想家としての彼の側面を検討に付し、今後の研究への足掛かりとする。

本稿の最終目的は、現在の人権概念からウィリアムズを解放し、彼が考えたことをその著作をはじめとする資料に基づき、歴史的コンテクストの中にありのままに安置すること、つまりはウィリアムズ研究における「歴史的再構成 (historical reconstruction)」を目指すところにあった。大陸のひとりのピューリタンが体現する宗教史の研究と、さらには普遍的な人権概念への実体的批判作業を通じて本稿が示したのは、しかしロジャー・ウィリアムズ研究の新たな展開に向けた海図には止まらない。

宗教の核となる「聖なるもの」は、あえて言えば歴史的産物に過ぎない「人権思想」に — 部分的にでも — 回収され得るものなのか、もっと言うなら、宗教思想は歴史発展のコンテクストに規定され得るものなのか、— ここまで考える〈手掛かり〉を本稿は提示するものである。